

一般廃棄物処理業許可証

コピー厳禁

住 所 一関市藤沢町大籠字天ノ穴39番地1  
氏 名 有限会社バイオ・グリーン  
代表取締役 佐藤 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和6年3月21日

一関地区広域行政組合  
管理者 一関市長 佐藤 善 仁



許可の年月日	令和 6 年 4 月 1 日
許可の有効期限	令和 8 年 3 月 31 日
一般廃棄物処理業の許可の種類	一般廃棄物処分業 一般廃棄物（ごみ）処理 木くず、枝葉、草 中間処理（固定式及び移動式破碎）
許可の条件	1 処分業を行うことができるごみは、一般廃棄物（木くず、枝葉、草）とする。 2 いずれの種類においても、区域外からの搬入については、発生する市町村からの事前協議書等の提出を受け、管理者が受入可能と判断したもの以外は受入処理できないものとする。 3 使用する施設若しくは設備については、令和6年2月26日付けの許可申請書に記載の施設若しくは設備とし、変更する場合はその都度届出をすること。 4 処理基準及び保管基準を遵守し、施設点検を怠らず飛散防止並びに騒音、振動、放流水の水質保全などの公害発生防止に努めること。
許可の更新変更の状況	平成20年4月1日 一関地区広域行政組合新規許可 一般廃棄物処分業 平成22年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物処分業 平成23年5月26日 一般廃棄物処分業の事業範囲の変更（枝葉、草の中間処理の追加） 平成24年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物処分業 平成26年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物処分業

(以下、裏面記載)

